

土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)の取り扱い

兵庫県農林水産部では兵庫県土木部の土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)を下表のとおり読み替える

土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)第9版(兵庫県土木部)	兵庫県農林水産部の電子納品に係る読み替え	備考
1. 土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)の取り扱い		
国土交通省	国土交通省及び農林水産省	P1
<p>本県では、「兵庫県建設CALS/EC整備計画」に基づき、建設CALS/ECに関する各種施策を推進しているところであるが、このうち電子納品については、平成14年度から試行を開始し、その後対象案件を拡大し平成17年度から本格実施を行っている。</p>	<p>本県農林水産部農地整備課では、電子納品保管管理システムを平成22年度から先行して運用している。令和7年度から土木部の電子納品システムを共同利用という形で農林水産部の公共事業を実施する林務課、治山課、水産漁港課にて運用する。</p>	P1
<p>本県での電子納品の実施にあたっては、国土交通省が策定、公表している「工事完成図書の電子納品等要領」をはじめとする要領、基準及び本指針に準拠して実施することを基本とする。</p>	<p>本県農林水産部での電子納品の実施にあたっては、林務課、治山課、水産漁港課が所管する工事においては本県土木部に準拠し、国土交通省が策定、公表している「工事完成図書の電子納品等要領」をはじめとする要領、基準及び本指針に準拠して実施することを基本とする。</p> <p>農地整備課が所管する工事においては、農林水産省が策定、公表している「工事完成図書の電子納品等要領(案)」をはじめとする要領、基準及び本指針に準拠して実施することを基本とする。</p> <p>ただし、上記のどの課においても本県土木部が独自運用している「DAITYO」フォルダを作成しない運用とする。</p>	P1

2. 電子納品の定義と基準			
2.1 電子納品の定義			
＜林務課、林務課、水産漁港課＞			
業務種別	共通仕様書	発行者	P2
土木設計業務等	測量業務共通仕様書	兵庫県	
	地質・土質調査業務共通仕様書	〃	
	流量観測作業共通仕様書	〃	
	路面及び路盤調査共通仕様書	〃	
	道路台帳作成業務共通仕様書	〃	
	設計業務等共通仕様書	〃	
＜農地整備課＞			
業務種別	共通仕様書	発行者	P2
土木設計業務等	調査・測量・設計業務共通仕様書	農林水産省	
図 2-1 電子成果品の作成手順			
⑦オンライン登録（仮登録）申請	⑦アップロード（仮登録）申請	P3	
⑧オンライン登録（仮登録）	⑧完了届提出までにアップロード（仮登録）		
⑨仮登録内容確認	⑨アップロード内容確認		
⑩完了検査、本登録可否判断	⑩完了検査		
⑪電子納品保管管理システムへの本登録	⑪電子納品保管管理システムへ保管		
2.2 電子納品を実施する委託			
<p>平成17年度からの本格実施に伴い電子納品を実施する対象の委託を上記のとおり規定した。</p> <p>委託については、原則的に全ての調査、測量、設計、解析業務委託が対象とする。ただし、成果品を再利用したり他業務で活用する可能性の低い以下のような業務は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除草、伐採、植樹管理、除雪、凍結防止剤散布業務委託 ・ 維持管理業務委託 ・ 物件補償調査委託 ・ 不動産表示登記委託 ・ 現場技術業務委託 	<p>委託については、原則的に全ての調査、測量、設計、解析業務委託が対象とする。ただし、成果品を再利用したり他業務で活用する可能性の低い以下のような業務は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除草、伐採、植樹管理、除雪、凍結防止剤散布業務委託 ・ 維持管理業務委託 ・ 物件補償調査委託 ・ 不動産表示登記委託 ・ 現場技術業務委託 	P4 平成17年度からの文言を削除	

2.3 準拠する仕様・基準		
<p>本県における電子納品の実施にあたっては、<u>基本的に国土交通省が策定する電子納品に関する要領・基準(H31.3)に準拠し</u>、成果品の作成及び納品を行うものとする。</p>	<p>本県農林水産部における電子納品の実施に当たっては、<u>林務課、治山課、水産漁港課が所管する業務は国土交通省が策定する電子納品に関する要領・基準 (H31.3) に準拠し</u>、成果品の作成及び納品を行うものとする。</p> <p><u>農地整備課が所管する工事においては農林水産省が策定する電子納品に関する要領・基準 (H31.3) に準拠し</u>、成果品の策定及び納品を行うものとする。</p>	P5
<p>※本指針（案）や国土交通省の策定する電子納品に関する要領・基準に従い、電子納品することで、初めて保管管理システム等での有効活用が可能になる。</p>	<p>※本来、土木部が利用していた国土交通省の電子納品要領・基準にのみ対応した電子納品システムを農林水産省の要領・基準にも対応できるように改修して利用している。</p>	P5
<p>そのため、本県においても表 2-2 に示す国土交通省が定めた要領・基準（以下「国要領」という。）に準拠するものとして、電子成果品の仕様を定める。</p>	<p>そのため、本県農林水産部において林務課、治山課、水産漁港課所管業務は表 2-2 に示す国土交通省が定めた要領・基準（以下「国交省要領」という。）に準拠するものとして、電子成果品の仕様を定める。</p> <p>また、農地整備課所管業務においては表 2-3 に示す農林水産省が定めた要領・基準（以下、「農水省要領」という。）に準拠するものとして、電子成果品の仕様を定める。</p>	P5

<p>なお、国要領に改定があった場合は、基本的に国土交通省直轄工事への適用時期にあわせてそれに従うものとする。ただし、本県の「電子納品チェッカー」と「電子納品保管管理システム」の運用上、県が準拠する国要領は平成31年3月版である。 (P8「3.2 電子納品作成ソフトを使用する場合」を参照)</p>	<p>なお、林務課、治山課、水産漁港課所管業務は、国交省要領に改定があった場合は、基本的に本県土木部の適用時期にあわせてそれに従うものとする。ただし、本県の「電子納品チェッカー」と「電子納品保管管理システム」の運用上、兵庫県土木部が準拠する国要領は平成31年3月版である。 (P9「3.2 電子納品作成ソフトを使用する場合」を参照)</p> <p>また、農地整備課所管業務においては、農水省要領の改定があった場合、適用時期は別に農地整備課から別に通知するものとする。</p>	P5
<新規>	表2-3（農地整備課）を追加	P7
3. 土木設計業務等の電子納品対応指針		
3.1 電子納品の対象範囲		
施設台帳等作成の手引き	<削除>	P8 表3-1
土木設計業務等の電子納品要領（H31.3）	設計業務等の電子納品要領（案）（H31.3）	P8
デジタル写真管理情報基準（H28.3）	電子化写真データの作成要領（案）（H31.3）	
CAD製図基準（H29.3）	電子化図面データの作成要領（案）（H31.3）	
地質・土質調査成果電子納品要領（H28.10）	地質・土質調査成果電子納品要領（案）（H31.3）	
測量成果電子納品要領（H30.3）	測量成果電子納品要領（案）（H31.4）	
3.2 電子納品作成ソフトを使用する場合		

<p>本県における電子納品は、国要領（平成31年3月版）に準拠したフォルダ構成としている。</p>	<p>本県農林水産部における電子納品は林務課、治山課、水産漁港課においては国交省要領（平成31年3月版）、農地整備課においては農水省要領（平成31年3月版）に準拠したフォルダ構成としている。</p> <p>以下、「国要領」と記載のあった場合は林務課、治山課、水産漁港課においては国交省要領、農地整備課においては農水省要領のことを指す。</p>	<p>P8</p>
<p>準拠する国要領は、国土交通省のホームページ（http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/）からダウンロードできる。</p>	<p>準拠する国交省要領は、国土交通省のホームページ（http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/）からダウンロードできる。農水省要領は（https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekou/nouhin_youryou/index.html）からダウンロードできる。</p>	<p>P8</p>
<p><新規></p>	<p>表 3-3（農地整備課）を追加</p>	<p>P8</p>
<p>3.3 フォルダ構成</p>		
<p>電子媒体のルート直下に「REPORT」、 「PHOTO」、「DRAWING」、 「BORING」、「SURVEY」、「ICON」 「DAITYO」のフォルダ及び業務管理ファイルを置く。</p>	<p>電子媒体のルート直下に 「REPORT」、「PHOTO」、 「DRAWING」、「BORING」、 「SURVEY」、「ICON」（農地整備課所管業務は「NNICT」）のフォルダ及び業務管理ファイルを置く。</p>	<p>P10 「DAITYO」を削除</p>

<p>「DAITYO」フォルダ以外には、各管理ファイルを規定する DTD 及び XSL ファイルも該当フォルダに格納する。ただし、XSL ファイルの格納は任意とする。</p>	<p><削除></p>	<p>P10</p>
<p>i-Construction に係る電子データファイルを格納するため、電子媒体のルート直下に「ICON」を置く。</p>	<p>林務課、治山課、水産漁港課が所管する業務においては、i-Construction に係る電子データファイルを格納するため、電子媒体のルート直下に「ICON」を置く。</p> <p>農地整備課が所管する業務においては、情報化施工に係る電子データファイルを情報化施工技術の活用ガイドラインに従い格納するため、電子媒体のルート直下に「NNICT」フォルダを置く。</p>	<p>P10</p>
<p><新設></p>	<p>・「NNICT」フォルダには情報化施工に係る電子データファイルを情報化施工技術の活用ガイドラインに従い格納する。</p>	<p>P10</p>
<p>・ 「DAITYO」フォルダは、施設台帳の電子データファイルを「施設台帳等作成・登録マニュアル」に従い格納する。</p> <p>① 「SHISETSU」サブフォルダには、施設台帳ファイルを格納する。</p> <p>② 「TENKEN」サブフォルダには、点検台帳ファイルを格納する。</p> <p>③ 「HOUTEI」サブフォルダには、法定台帳ファイルを格納する。</p> <p>④ 「OTHER」サブフォルダには、施設台帳等作成チェックリストや添付資料を格納する。</p>	<p><削除></p>	<p>P10</p>
<p>フォルダ構成</p>		
<p>林務課、治山課、水産漁港課</p>		
<p><削除></p>	<p>DAITYO フォルダを削除</p>	<p>P11</p>
<p>農地整備課</p>		
<p>INDE_D05.DTD</p>	<p>INDE_D04.DTD</p>	<p>P12</p>
<p>i-Construction データフォルダ等</p>	<p>情報化施工技術の活用ガイドライン</p>	
<p>3.5 事前協議・指示事項</p>		
<p>(6) 施設台帳ファイルの取り扱い</p>	<p><削除></p>	<p>P14</p>
<p>(1) 成果品の管理項目</p>		
<p>①業務管理項目</p>		

表 3-3 事務所コード (土木部)

神戸	01	加古川	05	光都	08	新温泉	11
西宮	02	加東	04	龍野	07	但馬空港	19
尼崎港	16	姫路	06	豊岡	10	丹波	12
宝塚	14	姫路港	17	養父	09	洲本	13

表 3-3 事務所コード (農林水産部)

神戸農林振興事務所	51	六甲治山事務所	52	阪神農林振興事務所	53
加古川農林水産振興事務所	54	加東農林振興事務所	55	姫路農林水産振興事務所	56
光都農林振興事務所	57	豊岡農林水産振興事務所	58	朝来農林振興事務所	59
丹波農林振興事務所	60	洲本農林水産振興事務所	61	但馬水産事務所	62
神戸土地改良センター	63	加古川流域土地改良事務所	64	姫路土地改良センター	65
光都土地改良センター	66	豊岡土地改良センター	67	朝来土地改良センター	68
篠山土地改良事務所	69	洲本土地改良事務所	70	農林水産部 (その他)	80

③ 施設台帳ファイルについて

施設台帳の電子データファイルを格納する「DAITYO」フォルダには、管理ファイルを作成せず、「施設台帳等作成の手引き」に基づき、オリジナルデータを格納することとする。	<削除>	P19
<u>施設台帳ファイルについては、本県独自の仕様であるため、他の成果品のように、市販の電子納品作成ソフト等で自動作成できない。このため、管理ファイルの作成や工事管理項目の基本情報に記載する必要はなく「施設台帳等作成の手引き」に基づき、ルート直下に直接フォルダを作成し、電子データを格納するものとする。</u>	<削除>	P19
(5) i-Construction に係る電子データの取り扱い		
<追加>	「NNICT」フォルダには、情報化施工に係る電子データファイルを情報化施工技術の活用ガイドラインに従い格納することを基本とする。	P22
(7) 施設台帳データの取り扱い		

<p>施設台帳データの作成は「施設台帳等作成の手引き」により作成することとする。</p>	<p><削除></p>	<p>P23</p>
<p>3.6 完了検査について</p>		
<p>(2) 電子成果品の確認</p>		
<p>① 発注者は、電子成果品が国要領及び本指針(案)に沿って作成されているか、「事前協議チェックシート」の中で『電子納品対象とする』とされた成果品が格納されているかを電子納品システムにより確認する。</p> <p>② 不備が認められた場合は受注者へ修正を指示するとともに電子成果品を差し戻す。</p> <p>受注者は速やかに不備を修正して再度登録するものとする。</p>	<p>① 完了届提出までに受注者は、図 2-1 電子成果品の登録手順中の「⑧アップロード(仮登録)」を済ませ、登録完了報告を行う。(登録完了報告はアップロードするとシステムから自動で調査職員にメールが送信される。)</p> <p>② 調査職員は、電子成果品が国要領及び本指針(案)に沿って作成されているか、「事前協議チェックシート」の中で『電子納品対象とする』とされた成果品が格納されているかを電子納品システムにより確認する。</p> <p>③ 不備が認められた場合は受注者へ修正を指示するとともに電子成果品を差し戻す。</p> <p>受注者は速やかに不備を修正して再度アップロードするものとする。</p> <p>④ 調査職員は不備内容の修正が完了したことを速やかに確認する。問題がなければ、電子成果品を保管する。(システム上は合格ボタンを押すことで、電子成果品が保管される。)</p>	<p>P25</p>
<p>4. 特記仕様書の対応</p>		
<p><林務課、治山課、水産漁港課></p>		
<p>第〇〇条 (電子納品)</p>		

<p>本業務は、電子納品対象業務とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。</p> <p>ここでいう電子データとは、兵庫県が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」（以下、「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>尚、書面における署名の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。</p>	<p>本業務は、電子納品対象業務とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。</p> <p>ここでいう電子データとは、兵庫県農林水産部が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」（以下、「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>尚、書面における署名の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。</p>	P26
<p>第〇〇条（設計業務の内容）</p>		
<p>設計図面の作成にあたっては、国土交通省が策定した「CAD 製図基準」及び兵庫県が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。</p>	<p>設計図面の作成にあたっては、国土交通省が策定した「CAD 製図基準」及び兵庫県農林水産部が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。</p>	P26
<p><農地整備課></p>		
<p>第〇〇条（電子納品）</p>		
<p>本業務は、電子納品対象業務とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。</p> <p>ここでいう電子データとは、兵庫県が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」（以下、「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>尚、書面における署名の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。</p>	<p>本業務は、電子納品対象業務とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。</p> <p>ここでいう電子データとは、兵庫県農林水産部が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」（以下、「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>尚、書面における署名の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。</p>	P27
<p>第〇〇条（地質調査結果の提出）</p>		

<p>地質調査資料は、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。</p>	<p>地質調査資料は、「設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。</p>	<p>P27</p>
<p>第〇〇条（測量成果の提出）</p>		
<p>測量成果は、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。</p>	<p>測量成果は、「測量成果電子納品要領（案）」に基づいて提出するものとする。</p>	<p>P27</p>
<p>第〇〇条（写真台帳の提出）</p>		
<p>写真台帳は国土交通省が策定した「デジタル写真管理情報基準」及び兵庫県が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。</p>	<p>写真台帳は農林水産省が策定した「電子化写真データの作成要領（案）」及び兵庫県農林水産部が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。</p>	<p>P27</p>
<p>第〇〇条（設計業務の内容）</p>		
<p>設計図面の作成にあたっては、国土交通省が策定した「CAD 製図基準」及び兵庫県が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。</p>	<p>設計図面の作成にあたっては、農林水産省が策定した「電子化図面データの作成要領(案)」及び兵庫県農林水産部が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。</p>	<p>P27</p>